

令和7年度国民健康保険事業特別会計決算(見込)

【歳入】 当初予算との差額 (単位:千円) (B)-(A)

		7年度 当初予算(A)	7年度 決算見込(B)	増減 (B)-(A)	備考
保険税	一般分	1,122,899	1,181,315	58,416	R8年1月末時点 収納率95.4%見込
	退職分	87	0	▲ 87	R8年1月末時点
	計	1,122,986	1,181,315	58,329	
県支出金		4,642,106	4,554,036	▲ 88,070	保険給付費等に応じて交付される普通交付金や保険者の保健事業、様々な取組やその他特別事情におうじて交付される特別調整交付金など※R8年1月末時点未確定
繰入金	一般会計法定内	514,204	464,495	▲ 49,709	基盤安定繰入金(軽減分・保険者支援分)、財政安定化支援事業繰入金の減少
	一般会計法定外	0	0	0	
	基金繰入	34,865	74,271	39,406	基金からの繰入金。歳入・歳出見込みにより3月補正で増額
	計	549,069	538,766	▲ 10,303	
繰越金		1	45,088	45,087	前年度からの繰越金次年度に行う交付金等への返還予定額含む
その他		7,868	8,703	835	利子、第三者納付金等の等の諸収入
合計		6,322,030	6,327,908	5,878	

【歳出】 当初予算との差額 (単位:千円) (B)-(A)

		7年度 当初予算(A)	7年度 決算見込(B)	増減 (B)-(A)	備考
保険給付費	一般分	4,456,418	4,400,571	▲ 55,847	一人当たり医療費の増加しているが被保険者数が減少しているため
	退職分	0	0	0	退職者医療制度終了のため
	計	4,456,418	4,400,571	▲ 55,847	
国保事業費納付金		1,703,750	1,703,750	0	
保健事業費		61,367	59,372	▲ 1,995	特定健診委託料等の確定による
積立金		940	12,630	11,690	基金積立金、歳入・歳出見込みにより調整
その他		99,555	126,486	26,931	前年度普通交付金の返還金など
合計		6,322,030	6,302,809	▲ 19,221	

※R8年1月末時点の見込みによる

★収支決算見込 歳入6,327,908千円 - 歳出6,302,809千円 = 25,099千円

R8.1末現在

	調定	収納率	収納見込	
一般現年	1,197,545,100	0.954	1,142,458,025	
一般過年	149,451,537	0.260	38,857,400	
	1,346,996,637		1,181,315,425	1,181,315
退職現年	0	0.954	0	
退職過年	494,200	0.000	0	
	494,200		0	0

★R8年1月末時点の見込みによる
★国や県からの交付金等の金額は未確定

※前年度普通交付金など返還金も含む
(金額は未確定)

令和7年度国保連合会への療養給付費の支払い状況(令和6年度との比較)

相手方	名称	令和6年度		令和7年度		対前年度 差額 (B)-(A)
		執行額(A)	摘要	執行額(B)	摘要	
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	307,583,123	一般医療費(R6.3月診療分)	328,988,739	一般医療費(R7.3月診療分)	21,405,616
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	314,823,027	一般医療費(R6.4月診療分)	295,095,853	一般医療費(R7.4月診療分)	-19,727,174
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	322,994,797	一般医療費(R6.5月診療分)	299,373,485	一般医療費(R7.5月診療分)	-23,621,312
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	323,280,134	一般医療費(R6.6月診療分)	323,506,035	一般医療費(R7.6月診療分)	225,901
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	354,518,595	一般医療費(R6.7月診療分)	321,784,645	一般医療費(R7.7月診療分)	-32,733,950
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	300,799,353	一般医療費(R6.8月診療分)	298,550,700	一般医療費(R7.8月診療分)	-2,248,653
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	283,275,458	一般医療費(R6.9月診療分)	323,668,123	一般医療費(R7.9月診療分)	40,392,665
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	312,040,309	一般医療費(R6.10月診療分)	307,764,225	一般医療費(R7.10月診療分)	-4,276,084
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	322,325,502	一般医療費(R6.11月診療分)	292,709,097	一般医療費(R7.11月診療分)	-29,616,405
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	331,104,229	一般医療費(R7.12月診療分)	307,445,647	一般医療費(R7.12月診療分)	-23,658,582
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	316,105,712	一般医療費(R7.1月診療分)	328,988,739	一般医療費(R8.1月診療分)【見込】	12,883,027
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	291,908,324	一般医療費(R7.2月診療分)	328,988,739	一般医療費(R8.2月診療分)【見込】	37,080,415
		3,780,758,563	合計	3,756,864,027	合計	-23,894,536
		317,274,453	月平均	313,072,002	月平均	-1,991,211

※R8.1～R8.2月診療分
R8年2月末時点の見込みによる。

令和7年度高額療養費の支払い状況(令和6年度との比較)

令和6年度		令和7年度		対前年度 差額 (B)-(A)
執行額(A)	摘要	執行額(B)	摘要	
41,489,502	一般高額療養費(R6.2月診療分)	42,719,224	一般高額療養費(R7.2月診療分)	1,229,722
36,742,479	一般高額療養費(R6.3月診療分)	47,746,849	一般高額療養費(R7.3月診療分)	11,004,370
41,773,163	一般高額療養費(R6.4月診療分)	39,291,561	一般高額療養費(R7.4月診療分)	-2,481,602
44,896,544	一般高額療養費(R6.5月診療分)	39,739,304	一般高額療養費(R7.5月診療分)	-5,157,240
43,425,038	一般高額療養費(R6.6月診療分)	46,816,065	一般高額療養費(R7.6月診療分)	3,391,027
51,347,017	一般高額療養費(R6.7月診療分)	45,342,392	一般高額療養費(R7.7月診療分)	-6,004,625
41,200,236	一般高額療養費(R6.8月診療分)	45,164,514	一般高額療養費(R7.8月診療分)	3,964,278
35,549,783	一般高額療養費(R6.9月診療分)	46,915,572	一般高額療養費(R7.9月診療分)	11,365,789
43,208,067	一般高額療養費(R6.10月診療分)	43,299,404	一般高額療養費(R7.10月診療分)	91,337
49,550,875	一般高額療養費(R6.11月診療分)	43,900,178	一般高額療養費(R7.11月診療分)	-5,650,697
46,650,854	一般高額療養費(R6.12月診療分)	43,450,760	一般高額療養費(R7.12月診療分)	-3,200,094
45,072,406	一般高額療養費(R7.1月診療分)	47,746,849	一般高額療養費(R8.1月診療分)【見込】	2,674,443
520,905,964	合計	532,132,672	合計	11,226,708
43,257,596	月平均	44,344,389	月平均	935,559

※R8.1月診療分
R8年1月末時点の見込みによる。
年度中最大値を入力

国民健康保険給付費推移

単位:金額(円)、対前年度増減:(%)

区分	費目	R2年度(決算)		R3年度(決算)		R4年度(決算)		R5年度(決算)		R6年度(決算)		R7(当初)	R7年度(1月末時点見込)	
		金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	金額	対前年度増減
一般	療養給付費	3,943,801,722	△ 4.1	4,045,539,529	2.6	3,880,343,773	△ 4.1	3,921,544,216	1.1	3,780,861,953	△ 3.6	3,825,488,000	3,756,881,627	△ 0.6
	療養費	35,774,548	△ 11.9	37,986,463	6.2	34,931,073	△ 8.0	36,954,421	5.8	37,395,595	1.2	36,847,000	36,847,000	△ 1.5
	高額療養費	580,943,005	△ 3.3	577,606,052	△ 0.6	525,167,174	△ 9.1	568,381,415	8.2	570,722,972	0.4	564,075,000	578,955,511	1.4
	小計	4,560,519,275	△ 4.1	4,661,132,044	2.2	4,440,442,020	△ 4.7	4,526,880,052	2.0	4,388,980,520	△ 3.1	4,426,410,000	4,372,684,138	△ 0.4
退職	療養給付費	11,592	△ 99.9	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
	療養費	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
	高額療養費	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
	小計	11,592	△ 99.9	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
出産育児一時金	20,144,000	2.2	15,928,000	△ 20.9	15,108,000	△ 5.2	14,921,670	△ 1.2	13,158,840	△ 11.8	17,500,000	16,437,860	24.9	
葬祭費	2,100,000	16.7	2,460,000	17.1	2,580,000	4.9	2,250,000	△ 12.8	2,430,000	8.0	2,700,000	2,340,000	△ 3.7	
傷病手当金	47,411	-	175,793	-	567,814	-	47,181	-	0	-	100,000	0	-	
移送費					0		13,070	100.0	3,901,356	100.0	150,000	181,374	△ 95.4	
その他(審査支払手数料等)	9,083,656	△ 9.7	9,321,060	2.6	9,327,606	0.1	9,423,932	1.0	9,183,706	△ 2.6	9,558,000	8,927,968	△ 2.8	
合計(保険給付費)	4,591,858,523	△ 4.3	4,688,841,104	2.1	4,468,025,440	△ 4.7	4,553,535,905	1.9	4,417,654,422	△ 3.0	4,456,168,000	4,400,571,340	△ 0.4	

令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)

【歳入】		対前年度 差額 (B)-(A)			(単位:千円)
		令和7年度 当初予算(A)	令和8年度 当初予算(B) 【案】	増減 (B)-(A)	備考
保険税	一般分	1,122,899	1,187,829	64,930	子ども・子育て支援納付金創設
	退職分	87	85	▲ 2	
	計	1,122,986	1,187,914	64,928	
県支出金		4,642,106	4,546,618	▲ 95,488	普通交付金 4,342,326 特別交付金 202,762 健康増進事業補助金 1,529 財政安定化基金交付金 1
繰入金	法定内	514,204	453,742	▲ 60,462	財政安定化支援事業繰入金の減少、出産育児一時金繰入金の皆減
	法定外	0	0	0	
	基金	34,865	1	▲ 34,864	基金による歳入調整は無し
計		549,069	453,743	▲ 95,326	
繰越金		1	1	0	
その他		7,868	9,640	1,772	
合計		6,322,030	6,197,916	▲ 124,114	

【歳出】		対前年度 差額 (B)-(A)			(単位:千円)
		令和7年度 当初予算(A)	令和8年度 当初予算(B) 【案】	増減 (B)-(A)	備考
保険給付費	一般分	4,456,418	4,368,476	▲ 87,942	被保険者数の減少
	退職分	0	0	0	退職者医療制度終了のため
	計	4,456,418	4,368,476	▲ 87,942	
国保事業費納付金		1,703,750	1,665,135	▲ 38,615	県に支払う納付金の減算
保健事業費		61,367	60,394	▲ 973	特定健診事業費、健康づくり推進事業
その他		100,495	103,911	3,416	事務費及び出産育児諸費・葬祭費など
合計		6,322,030	6,197,916	▲ 124,114	

当初(見込み)	世帯	被保険者
R8	7,388	10,951
R7	7,612	11,483

※R8予算編成時見込

令和8年度改正点について

【市が改定するもの】

(福津市国民健康保険税条例 第2条、第3条、第5条、第9条)

1 保険税の税率等の改定について

【現行】

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割 (%)	7.80	2.50	2.20
均等割 (円)	25,000	9,000	13,500
平等割 (円)	25,000	9,000	—



【改定後】

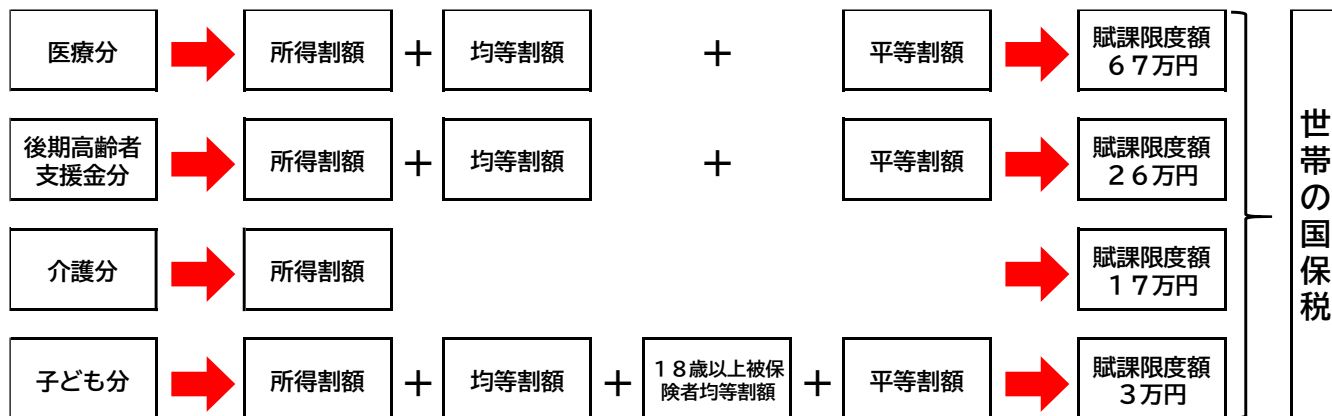
	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分	子ども・子育て 支援納付金分
所得割 (%)	<u>7.60</u>	2.50	2.20	<u>0.23</u>
均等割 (円)	25,000	9,000	13,500	<u>950</u>
18歳以上被 保険者均等割				<u>50</u>
平等割 (円)	25,000	9,000	—	<u>1,000</u>

【政令改正によるもの】

2 保険税の賦課限度額引き上げについて

(福津市国民健康保険税条例 第2条第2項及び第5項、第23条第1項及び2項)

1. 保険税の算定方法



※介護保険分は40歳から64歳までの被保険者に賦課

- ・ 所得割額：世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課 → 応能割
- ・ 均等割額：世帯に属する被保険者数に応じて賦課 → 応益割
- ・ 18歳以上被保険者均等割額：全額軽減される18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る均等割額を、18歳以上の被保険者で負担するものとして賦課 → 応益割
- ・ 平等割額・・・世帯単位で加算する額 → 応益割

2. 賦課限度額

年 度	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金納付金分	合 計
令和7年度	66万円	26万円	17万円	—	109万円
令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
増 加 額	1万円	—	—	3万円	4万円

3 保険税の軽減措置について

(福津市国民健康保険税条例 第23条第1項第2号、第3号)

国保被保険者や世帯主、特定同一世帯所属者の所得額（地方税法第314条の2第1項の総所得金額及び山林所得金額の合計額）の合計額が、一定金額以下の場合、世帯にかかる均等割額及び平等割額を所得額に応じて軽減する措置

○保険税の軽減判定の基準額

	令和7年度	令和8年度
7割軽減	$43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$	$43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$
5割軽減	$43万円 + 30.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$	$43万円 + 31万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$
2割軽減	$43万円 + 56万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$	$43万円 + 57万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$

※特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の被保険者ではなくなった同一世帯者